

東京大学大学院医学系研究科組織規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第39号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）の組織に関し必要な事項について定める。

(専攻及び講座)

第2条 研究科に、[別表](#)に掲げる専攻及び講座（協力講座を含む。）を置く。

(教育研究に関する協力)

第3条 研究科の教育研究は、医科学研究所及び定量生命科学研究所等の協力を受けて実施する。

2 前項のほか、研究科の教育は、次に掲げる機関の協力を受けて実施する。

- (1) 独立行政法人国立がん研究センター
- (2) 国立感染症研究所
- (3) 公益財団法人がん研究会がん研究所
- (4) 独立行政法人国立国際医療研究センター
- (5) 独立行政法人国立成育医療研究センター
- (6) 国立保健医療科学院
- (7) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- (8) 国立研究開発法人理化学研究所
- (9) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

(執行部会)

第4条 研究科に研究科執行部会を置く。

2 研究科執行部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 研究科に研究科運営委員会を置く。

2 研究科運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(代議員会及び教授総会)

第6条 研究科に、基本組織規則第29条に規定する教授会として、研究科代議員会及び研究科教授総会を置く。

2 研究科の代議員会及び教授総会は、研究科の教育研究に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に次条の教育会議の所管に属させられた事項を除く。

3 研究科の代議員会及び教授総会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(教育会議)

第7条 研究科に、基本組織規則第30条第2項各号及び第3項に掲げる事項について審議し議決する機関として、研究科教育会議を置く。

- 2 研究科教育会議は、研究科委員会、常務委員会及び各専攻ごとに置かれる専攻会議をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 各専攻長
 - (2) 医科学研究所及び定量生命科学研究所の教授又は准教授 各1名
 - (3) 各専攻から選出された教授又は准教授 各2名
- 4 研究科委員会委員の任期その他必要な事項については別に定める。
- 5 常務委員会委員の任期その他必要な事項については別に定める。
- 6 専攻会議の組織については、別に定める。
- 7 研究科教育会議の所管事項については、研究科委員会の審議及び議決をもって研究科教育会議の審議及び議決とする。

(研究科長)

第8条 研究科に研究科長を置く。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

- 2 研究科長の任期は、2年とする。
- 3 前2項のほか、研究科長に関し必要な事項については、別に定める。

(副研究科長)

第9条 研究科に副研究科長若干名を置く。副研究科長は研究科長の職務を助ける。

- 2 副研究科長の任期は、2年とする。
- 3 前2項のほか、副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第10条 研究科の専攻に専攻長を置く。専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

- 2 専攻長の任期は2年とする。
- 3 前2項のほか、専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究のための附属施設)

第11条 研究科に、基本組織規則第44条の規定に基づき、教育又は研究のための附属施設として、疾患生命工学センター、医学教育国際研究センター、グローバルナーシングリサーチセンター、医学のダイバーシティ教育研究センター及び未病A I医療研究センターを置く。

- 2 前項のほか、研究科に必要な応じ附属施設を置くことができる。

(事務組織)

第12条 研究科の事務を処理するための組織については、別に定める。

(細則への委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

1 この規則は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月26日から施行し、改正後の東京大学大学院医学系研究科組織規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行し、改正後の東京大学大学院医学系研究科組織規則の規定は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和6年7月1日から施行する。

別表

専攻名	講座名	
分子細胞生物学専攻（博士課程）	基幹講座	細胞生物学・解剖学 生化学・分子生物学
	協力講座	分子細胞生化学 分子病態医科学
	連携講座	脂質医科学 臨床ゲノム情報学 がん細胞情報学
機能生物学専攻（博士課程）	基幹講座	生理学 薬理学
	協力講座	構造生理学
	連携講座	脳機能動態学
病因・病理学専攻（博士課程）	基幹講座	病理学 微生物学 免疫学
	協力講座	分子病態制御学 動物資源学
	連携講座	腫瘍病理学 感染病態学 分子腫瘍学
生体物理医学専攻（博士課程）	基幹講座	放射線医学 医用生体工学
	協力講座	放射線分子医学 再生医療工学
脳神経医学専攻（博士課程）	基幹講座	基礎神経医学 統合脳医学 臨床神経精神医学
	協力講座	分子神経化学

	連携講座	神経動態医科学 脳神経病態医学
社会医学専攻（博士課程）	基幹講座	社会予防医学 法医学・医療情報経済学
	協力講座	健康環境医工学
	連携講座	がん疫学
内科学専攻（博士課程）	基幹講座	器官病態内科学 生体防御腫瘍内科学 病態診断医学
	協力講座	遺伝子治療内科学 臨床医工学 医学教育学
	連携講座	分子糖尿病学
生殖・発達・加齢医学専攻（博士課程）	基幹講座	産婦人科学 小児医学 加齢医学
	協力講座	発達病態学
	連携講座	成育政策科学 健康長寿医学
外科学専攻（博士課程）	基幹講座	臓器病態外科学 感覚・運動機能医学 生体管理医学
	協力講座	細胞移植外科学 緩和医療学
健康科学・看護学専攻（修士課程・博士後期課程）	基幹講座	健康科学 予防看護学 臨床看護学
	連携講座	精神保健政策学
国際保健学専攻（修士課程・博士後期課程）	基幹講座	国際社会医学 国際生物医科学

	協力講座	医学教育国際協力学
	連携講座	熱帯医学・マラリア学
医科学専攻（修士課程）		
公共健康医学専攻（専門職学位課程）	基幹講座	疫学保健学 行動社会医学 医療科学
	連携講座	保健医療科学

沿革

東京大学大学院医学系研究科組織規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第5章 大学院

沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成16年06月18日

◇平成17年03月17日

◇平成18年03月17日

◇平成19年03月22日

◇平成20年03月25日

◇平成20年09月26日

◇平成22年03月25日

◇平成22年11月25日

◇平成24年03月29日

◇平成24年09月27日

◇平成25年03月28日

◇平成25年09月26日

◇平成27年03月26日

◇平成27年05月25日

◇平成28年03月23日

◇平成29年03月30日

◇平成30年03月20日

◇令和03年03月18日

◇令和06年06月27日